

第4章 具体的な取り組み

めざす姿 1

動物の命を大切にする社会

1 【行動指針 1】「動物をもっとよく知り大切にしよう」 に基づいた取り組み

(1) 県の取り組み

ア 動物愛護の普及啓発

県民を対象とした普及啓発

動物愛護週間(9月20日～26日)を中心に、獣医師会や関係団体等と協働し、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等の県民参加型のイベントを引き続き開催します。

また、動物愛護団体等と協力して、わかりやすい啓発資料を作成し、活用していきます。

教育現場における普及啓発

県教育委員会、獣医師会、動物愛護団体等との連携を図りながら、「動物ふれあい教室」等を通じ、教育現場における動物とのふれあい体験の実施や動物の飼養、衛生管理等への支援を行います。

動物を飼養している学校等の担当者を対象とした、動物愛護に関する研修会の充実を図ります。

小中学生を対象とした、動物愛護ポスターコンクールを継続して実施します。

イ 人材の育成

動物愛護推進員の委嘱

地域における動物の愛護及び適正な飼養について、住民への助言や行政への協力等を行う動物愛護推進員を、法第38条に基づき委嘱します。

協議会の設置

動物愛護推進員の活動の支援や、本計画に基づく取り組みの推進等に関し必要な協議を行うため、動物愛護の推進に関する協議会を、法第39条に基づき設置します。

研修会等の開催

行政、獣医師会、動物愛護団体、関係団体等、動物愛護及び管理の推進にあたる関係者の資質向上を図るため、研修会等を開催します。

顕彰制度の制定

動物愛護及び適正な管理に関して、顕著な功績があった者や団体の功績を讃える表彰制度を制定します。

(2) 関係機関・団体等(市町村、飼い主・県民、学校、関係団体等) に期待する取り組み

以下は、行動指針に沿って、市町村、関係者等それぞれに主体的に取り組んでほしい事項を例示しています。以降についても同様です。

市町村

広報紙等で動物愛護の普及啓発を行いましょう。
動物愛護に関する研修会等を開催しましょう。
地域における動物とのふれあいイベントを開催しましょう。

飼い主・県民

動物を飼う前に、責任を持って最後まで飼うことができるか家族で話し合いましょう。
動物とふれあう機会を積極的に持ちましょう。
動物愛護に関するイベントに積極的に参加しましょう。
自治会活動等で、動物愛護の普及啓発に取り組みましょう。
地域の子どもたちのために、育成会等で動物とふれあう機会を持ちましょう。

学校

動物ふれあい教室等を通して、子どもたちが動物にふれあう機会を作りましょう。
学校で飼っている動物の愛護に関する研修会等に、積極的に参加しましょう。
動物の命の大切さ等を考える機会を持ちましょう。

関係団体等

動物愛護の普及啓発活動を、自主的に実施しましょう。
動物愛護のリーダーになりましょう。

2【行動指針 2】「動物の習性等を理解して、適正に飼おう」 に基づいた取り組み

(1) 県の取り組み

ア 適正飼養及び管理の推進

飼い主への適正飼養の普及啓発

犬のしつけや動物の適正飼養についての「出前講座」や、講習会等を引き続き実施します。

動物愛護推進員等とともに、市町村や地域のイベント等におけるしつけ方教室や適正飼養相談会等に協力します。

望まない繁殖の防止

飼い主に対して、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員等と連携し、不妊・去勢措置等の繁殖制限の必要性を啓発し、その促進を図ります。

所有明示措置の普及啓発

市町村、獣医師会、動物取扱業者等と協力し、マイクロチップ等の所有明示措置の普及啓発を図ります。

特に、犬については、鑑札・注射済票の装着も併せて徹底を図ります。

ねこの適正飼養の啓発

市町村、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、室内飼養、不妊・去勢措置等の繁殖制限、所有明示の必要性を啓発資料等で広く普及啓発します。

県で子ねこを引取る際に、室内飼養や親ねこの不妊・去勢措置等の繁殖制限について、指導・助言を行います。

犬の登録・狂犬病予防接種の周知徹底

狂犬病の予防に対する理解を深め、飼い主責任としての犬の登録及び狂犬病予防注射が確実に行われるように、県、関係機関のホームページや啓発資料で周知徹底を図ります。

動物の遺棄・虐待の防止

市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者等と連携し、適正飼養及び終生飼養の一層の普及啓発を行い、遺棄・虐待に繋がる安易な飼養開始や無計画な繁殖、飼養の放棄等の防止を図ります。

動物の遺棄・虐待は、法に違反する犯罪であることを、ホームページや啓発資料を活用し、広く周知します。

人をサポートする動物の適正な飼養管理

狩猟犬やモンキードッグ等について、関係部局と連携し、動物の愛護及び管理の観点に基づいた適正な飼養管理等の周知を図ります。

目的使用時以外の係留義務等の法令遵守についても、併せて周知徹底を図ります。

イ 動物による危害や迷惑行為の防止

不適正飼養への対応

多頭飼育等による鳴き声や臭い等周辺への迷惑行為に対し、市町村との連携のもと、改善指導を実施します。

飼い主のいないねこ対策の推進

適正な管理等を行わずに飼い主のいないねこへエサを与える行為による、周辺への迷惑や地域での対立等を防止するため、エサを与える人に責任の自覚を促す啓発資料を作成配布する等普及啓発を図ります。

また、市町村、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、「飼い主のいないねこの飼養管理等に関するガイドライン」等を作成します。

特定動物(危険な動物)の適正な飼養・保管

特定動物飼養保管者に対して、飼養保管許可の取得、施設基準遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置等の確実な実施について指導を行います。

犬による咬傷事故の防止

犬の習性の理解と飼い主責任の認識を深める啓発資料を作成し、適正飼養の講習会等での活用を図ります。

ウ 動物取扱業の一層の適正化

事業者に対する検査指導

動物取扱業者に対して、定期的に立入検査を行い、標識等の掲示、購入者に対する事前説明、動物の適正な飼養保管、施設の衛生管理等について指導を行います。

動物取扱業者の資質の向上

動物取扱責任者研修のテーマ等について、社会の情勢や受講者の意見を取り入れながら、内容の充実を図ります。

動物取扱業者自らが主体となる知識の習得や従業員の育成及び信頼性の向上のための研修会等の取り組みに協力し、支援します。

登録制度の周知

動物取扱業者の登録制度について、広報媒体や啓発資料等により県民に周知します。

エ 実験動物・産業動物の適正な取扱い

実験動物施設等での動物の適正な取扱いの啓発

実験動物飼養施設等へ「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」特に、苦痛の軽減(Refinement)、代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)の「3Rの原則」の遵守を啓発します。

産業動物の適正な取扱いの推進

農政部局等の関係機関や関係団体等と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の遵守を啓発します。

(2) 関係機関・団体等に期待する取り組み

市町村

地域における適正飼養及び管理を推進するための取り組みの実施に努めましょう。
犬の登録・予防注射接種率を向上させる取り組みを実施しましょう。

飼い主・県民

動物の生態、習性、生理等を理解し、適正な飼養を行いましょう。
特に、イグアナやアライグマ等の外来動物については、生態系への影響を考慮し、適正飼養を行いましょう。
動物は最後まで飼う、周辺へ迷惑をかけない等の飼い主責任を果たしましょう。
不妊・去勢措置等の繁殖の防止や、マイクロチップ等での所有明示を行いましょう。
犬を散歩させる時は、ふん等の処理を必ず行いましょう。
犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行いましょう。
動物の適正な飼養等についてわからないことがあれば、保健福祉事務所、動物管理センターに相談しましょう。
動物が捨てられやすい場所等を対象とした自主的なパトロール等を実施して、捨てられにくい環境を作りましょう。
動物のふん等が多いところを自主的に清掃し、ふんの放置がしにくい環境を作りましょう。

学校

学校で飼養している動物の、適正な飼養及び保管を行いましょう。
また、動物の繁殖は、計画的に実施しましょう。

関係団体等

【動物取扱業者】

動物を扱うプロとして、飼い主に対して適正な飼養等助言・援助を行いましょう。

【獣医師会・動物病院】

所有明示措置の推進(マイクロチップ装着体制の整備等)を行いましょう。

【動物愛護団体等】

適正な飼養・保管の普及啓発活動を自主的に行いましょう。

【実験動物飼養施設】

基準に基づき、適正な実験動物の取扱いを行いましょう。

【産業動物飼養者】

基準に基づき、産業動物の適正な飼養を行いましょう。

3 【行動指針 3】「致死処分される動物の数を減らそう」 に基づいた取り組み

(1) 県の取り組み

ア 収容した動物の返還の推進

収容期間の延長

収容犬及び所有者不明の犬・ねこの収容期間の延長を検討します。

収容動物情報の周知

市町村、警察、獣医師会、隣接県等に協力を依頼し、インターネット等による収容動物情報の提供体制の充実を図ります。

イ 譲渡の推進

動物愛護団体等が実施している譲渡事業を引き続き支援します。

県が収容及び引き取った動物について、獣医師会、動物愛護団体等との連携を強化し、譲渡の推進を図ります。

ウ 負傷動物の収容保護体制の強化

獣医師会との連携の強化

獣医師会と連携し、負傷動物の収容保護体制の一層の強化を図ります。

保健福祉事務所での収容保護体制の整備

負傷動物の収容保護体制を整備するとともに、県のホームページ等で情報提供し、一層の返還や譲渡に努めます。

(2) 関係機関・団体等に期待する取り組み

市町村

県が収容した犬・ねこの収容情報や譲渡等の情報を、住民へ提供しましょう。

飼い主・県民

動物が飼いきれなくなった場合には、可能な限り自己の責任で新しい飼い主を探しましょう。

動物が逃げないように管理しましょう。

もし、動物がいなくなったときには、すぐに保健福祉事務所へ連絡しましょう。

傷ついている犬やねこを見つけたときには、最寄りの保健福祉事務所へ連絡しましょう。

学校

〔動物関係専門学校等〕

県が収容及び引き取った動物の、譲渡(受け入れ)に協力しましょう。

関係団体等

動物の収容や譲渡等の情報提供に協力しましょう。

譲渡会を開催する等、譲渡の推進に協力しましょう。

4 【行動指針 4】「県民と動物の安全を確保しよう」

に基づいた取り組み

(1) 県の取り組み

ア 災害時における動物対策

動物救護体制の整備

県地域防災計画に基づき、負傷動物や飼い主不明の動物の保護等の動物救護に関し、獣医師会、動物愛護団体等との協力体制を整備するとともに、対応マニュアルを作成します。

避難の長期化を想定した被災動物の一時預かりや新しい飼い主への譲渡について、併せて検討します。

飼い主への周知

飼い主に対して、市町村、獣医師会、動物愛護団体等と協力して、所有明示、逸走防止措置、しつけや健康管理等の災害時に備えた適正飼養の周知を図ります。

特定動物の災害時対策

特定動物の飼い主に対して、災害発生時における特定動物の逸走防止を図るため、飼養施設の保守点検の実施等の周知徹底を図ります。

動物取扱業者の災害時対策

動物取扱業者に対して、災害発生時における避難所の確保や逸走の防止、業者間の協力体制を整備するよう要請します。

イ 人と動物の共通感染症対策

調査研究

県衛生環境研究所等の関係機関と協力し、人と動物の共通感染症に関する調査・研究の充実を図ります。

狂犬病等の感染症発生時に際し迅速に対応するため、獣医師会、関係機関等との協力体制を構築し、対応マニュアルを作成します。

情報提供

県関係機関や獣医師会等と協力し、人と動物の共通感染症についての正しい知識や情報を、啓発資料やホームページ等を活用して提供します。

ペット同伴施設の衛生管理

ペット同伴ホテル等の衛生管理について、関係団体等の協力を得ながら普及啓発を行います。

(2) 関係機関・団体等に期待する取り組み

市町村

被災動物の保護収容対策を盛り込んだ防災計画を策定しましょう。
地域のイベント等で、人と動物の共通感染症及び災害時に備えたしつけ等の普及啓発を行いましょう。

飼い主・県民

災害時に備え、日頃から動物のしつけの実施や非常用品の確保、また、動物の適切な避難場所の確認等を行いましょう。
災害時に備えて、被災動物の対応等を家庭・地域で話し合いましょう。
人と動物の共通感染症対策のため、動物との過度な接触は避けましょう。
また、動物をさわったら、必ず手を洗いましょう。

学校

災害時の学校飼養動物の救護対策を検討しておきましょう。
「動物をさわったら手を洗う」等、人と動物の共通感染症についての知識の普及に努めましょう。
【動物関係専門学校等】
災害時の動物救護に協力しましょう。

関係団体等

【動物取扱業者】

災害時に備えた飼養動物の避難場所の確保、業者間の協力体制の整備、従業員教育等を実施しましょう。

【獣医師会】

災害時の動物救護に協力しましょう。

人と動物の共通感染症についての情報提供に協力しましょう。

【動物愛護団体】

被災動物の飼養・譲渡等に協力しましょう。

第5章 計画の推進

1 計画の周知

本計画を市町村、関係機関及び関係団体に周知するとともに、ホームページや啓発資料等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

本計画を推進するにあたり、動物管理センターのあり方を含めた動物愛護管理施設の整備拡充等について検討するとともに、動物愛護に関する専門的な知識を持つ職員の育成に努めます。

(2) 市町村との連携

市町村との連携体制の構築に努めるとともに、市町村の担当者等との動物愛護及び管理等に関する定期的な情報交換を行います。

また、市町村が地域における動物愛護管理施策を推進するにあたり、情報提供や助言等を行います。

(3) 関係団体等との連携

獣医師会や日本動物愛護協会群馬支部、群馬県動物愛護協会等との連携体制を強化するとともに、適切な役割分担のもと協力して、本計画の推進を図ります。

また、個別具体的な課題に対応するため、NPO法人や個人ボランティア等との連携体制を整備していきます。

(4) 他の都道府県との連携

大規模災害発生時等広域的な対応が必要な場合に備えて、連携体制の構築を図ります。

3 計画の見直し

本計画の進捗状況について定期的な評価を行うとともに、5年後を目途に計画の見直しを行います。

参考資料

用語集

用語	説明
動物の引取り	動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)に基づき、飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなったり、所有者の判明しない犬・ねこを保健福祉事務所で引き取ること。
動物の収容	住民等からの依頼により捕獲した犬を、保健福祉事務所に持ち込むこと。
動物の譲渡	保健福祉事務所に収容された及び引き取られた犬・ねこについて、新たな飼い主を探して譲ること。
犬の返還率	保健福祉事務所が収容した犬のうち、飼い主に返還された犬の割合。
犬の返還・譲渡率	保健福祉事務所が収容及び引き取った犬の、飼い主へ返還又は新しい飼い主へ譲渡した犬の割合。
負傷動物	動物愛護管理法で定められた、道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかったり若しくは負傷した犬、ねこ等の動物のこと。
特定動物	クマ、ニホンザル、マムシ、ライオン等、人の生命、身体又は財産に害を与える恐れのある動物のこと。 動物愛護管理法で約650種が選定されている。 特定動物の飼養・保管を行う者は、事前に知事(窓口は各保健福祉事務所)の許可を受ける必要がある。

用 語	説 明
動物取扱業	<p>動物の販売、保管等を業として行うこと。動物愛護管理法の規定により、知事（窓口は各保健福祉事務所）の許可を受けなければ営業できない。</p> <p>販 売 ペットショップ、ブリーダー、インターネット通信販売等</p> <p>保 管 ペットホテル、ペットシッター等</p> <p>貸出し ペットレンタル業者等</p> <p>訓 練 訓練、調教業者等</p> <p>展 示 動物園、サーカス等</p>
動物取扱責任者	<p>動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために事業所ごとに選任された者。動物愛護管理法の規定により、知事が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講する義務がある。</p>
人と動物の共通感染症	<p>動物から人へ、人から動物へ感染する病気の総称。</p> <p>「人畜共通感染症」「ズーノーシス」「動物由来感染症」等ともいう。</p>
狂犬病	<p>人と動物の共通感染症の一つで、狂犬病ウイルスが原因。</p> <p>すべての哺乳類に感染し、感染した動物に咬まれることにより人に感染。人も動物も発症するとほぼ100%死亡する。</p>
所有明示措置	<p>鑑札、名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別ができるようにすること。</p>
マイクロチップ	<p>2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、迷子になった時や災害時等の個体識別に有効。動物の皮下に注射し、専用のリーダー（読み取り機）で感知したデータを読み取る。</p>
モンキードッグ	<p>サルによる農林水産物の被害を防止するために、関係機関が認めた一定の訓練を終了した犬のこと。</p>